＜就労選択支援事業所の運営規程の例＞

赤字の部分は、それぞれの事業所に合わせて適宜修正するとともに、留意事項を記載した囲みの記載は削除すること。

○○○（事業所名）運営規程

（事業の目的）

第１条　この規程は、◇◇◇（法人名）（以下「事業者」という。）が設置する○○○（事業所名）（以下「事業所」という。）が実施する障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）に基づく就労選択支援事業の適正な運営を確保するために必要な人員及び管理運営に関する事項を定め、事業の円滑な運営管理を図るとともに、従業者が当該事業所の支給決定を受けた障害者（以下「利用者」という。）に対し、適正な障がい福祉サービスを提供することを目的とする。

「事業者（法人名称）」及び「事業所」の正式名称を記載すること。

（運営の方針）

第２条　事業所は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者に対して、短期間の生産活動その他の活動の機会を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則」（平成18年厚生労働省令第19号。以下「規則」という。）第６条の７の３に規定する事項の整理（以下「アセスメント」という。）を行うものとする。

２　障害者就業・生活支援センターその他の機関がアセスメントと同様の評価及び整理を実施した場合には、事業所は、当該同様の評価及び整理をもって、アセスメントの実施に代えることができる。この場合において、事業者は、次項の規定による会議の開催、アセスメントの結果の作成又は指定障がい福祉サービス事業者その他の関係機関との連絡調整に当たり、当該障害者就業・生活支援センターその他の機関に対し、当該会議への参加その他の必要な協力を求めることができる。

３　事業所は、アセスメントの結果の作成に当たり、利用者及び市町村、指定特定相談支援事業者等、公共職業安定所その他の関係機関の担当者等を招集して会議（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を開催し、当該利用者の就労に関する意向を改めて確認するとともに、当該担当者等に意見を求めるものとする。

４　事業所は、アセスメントの結果を作成した際には、当該結果に係る情報を利用者及び指定特定相談支援事業者等に提供しなければならない。

５　前四項のほか、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障がい福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）及び指定障がい福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（令和元年12月23日岡崎市条例第29号）その他関係法令を遵守し、事業を実施する。

（事業所の名称等）

第３条 　指定就労選択支援を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1)　名称　○○○

(2)　所在地　岡崎市○○○町○○○○

「事業所」の名称と所在地を記載する。所在地は「丁目」や「番地」、建物名なども省略することなく、正確に記載すること。

（従業者の職種、員数及び職務内容）

第４条　事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

　(1)　管理者　１名

　　　　管理者は、当該事業所の従業者及び業務の管理その他の管理を一元的に行うとともに、従業者に対し法令等を遵守させるため必要な指揮命令を行う。

　(2)　就労選択支援員　〇名以上

　　　 就労選択支援員は、次の業務を行う。

ア　アセスメントを実施すること。

イ　アセスメント結果の作成に当たり、利用者及び関係機関の担当者等を招集して多機関によるケース会議を開催し、利用者の就労に関する意向確認を行うとともに担当者等から意見聴取を実施すること。

ウ　アセスメント結果を踏まえ、必要に応じて関係機関等との連絡調整を実施すること。

エ　協議会への参加等による地域の就労支援に係る社会資源や雇用事例等に関する情報収集、利用者への進路選択に資する情報提供を実施すること。

人員基準満たす範囲において、就労選択支援員は常勤換算（15：1）で定められた数を「○人以上」と記載することも差し支えない。（例：0.6人以上）

（事業所の営業日及び営業時間）

第５条　事業所の営業日及び営業時間並びにサービス提供日及びサービス提供時間は、次のとおりとする。

　(1)　営業日　△曜日から△曜日とする。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日並びに○月○日から○月○日まで及び○月○日から○月○日までを除く。

(2)　営業時間　午前○○時から午後○○時までとする。

　(3)　サービス提供日　△曜日から△曜日とする。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日並びに○月○日から○月○日まで及び○月○日から○月○日までを除く。

(4) サービス提供時間　午前○時から午後○時までとする。

「営業日」「営業時間」は、利用申込みの受付ができるなど事業所を開けている日・時間をいい、「サービス提供日」「サービス提供時間」は、利用者に対するサービス提供が可能な日及び時間をいう。「営業時間」は「サービス提供時間」の前後30分以上空けるものとする。

なお、日曜日、祝日、年末年始等にかかわらず営業又はサービス提供を行う場合は、「年中無休」、日曜日、祝日、年末年始等、特定の日を除き営業又はサービス提供を行う場合は、「日曜日、祝日及び○月○日から○月○日を除く毎日」等と記載する。

（利用定員）

第６条　事業所の利用定員は○○名とする。

２　事業所は、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合を除き、利用定員を超えてサービスの提供を行わない。

（主たる対象者）

第７条　事業の主たる対象の障がいの種類は、特定しないものとする。

障がい種別等を特定することなく受け入れることが基本だが、事業の専門性を確保するため、特に必要がある場合は「主たる対象者」を特定することができる。その場合は次のように対象とする障がいの種類を列挙する。

第７条　事業所においてサービスを提供する主たる対象者は、身体障がい者、 知的障がい者、精神障がい者及び難病等対象者とする。

（通常の事業の実施地域）

第８条　通常の実施地域は、岡崎市とする。

通常の事業の実施地域については、原則市町村単位で記載する。なお、市町村内の一部地域のみを対象とする場合は「○○市○○町」など客観的に区域が分かるように記載する。

（内容及び手続の説明及び同意）

第９条　事業所は、支給決定を受けた障害者がサービスの利用の申し込みを行ったときは、利用申込者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、利用申込者に対し、運営規程の概要、従業者の勤務体制、その他サービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、サービスの提供の開始について利用申込者の同意を得る。

２　事業所は、社会福祉法第77条の規定に基づき書面の交付を行う場合は、利用者の障がいの特性に応じた適切な配慮をする。

（指定就労選択支援の内容）

第10条　事業所が提供する就労選択支援の内容は、次のとおりとする。

⑴　アセスメントの実施

⑵　多機関によるケース会議の開催

⑶　アセスメント結果の作成

⑷　事業者等と連絡調整

⑸　食事の提供

⑹　生産活動（○○○、○○○、○○○）

⑺　生活相談

⑻　健康管理

⑼　訪問支援

⑽　送迎サービス

⑾　前各号に掲げるもののほか、日常生活上必要な支援

生産活動については、具体的な活動内容も記載する。

（利用者負担額等の受領）

第11条　事業所は、指定就労選択支援を提供した際は、利用者から当該指定就労選択支援に係る利用者負担額の支払を受ける。

２　事業所は、法定代理受領を行わないサービスを提供した際は、利用者からそのサービスに係る指定障がい福祉サービス等費用基準額の支払を受ける。

３　事業者は、前２項の支払を受ける額のほか、指定就労選択支援において提供される便宜に要する費用のうち、次の各号に掲げる費用の支払を利用者から受ける。

⑴　食事の提供に要する費用　１食　○○○円

　　ただし、食事提供体制加算対象者については食材料費として１食○○○円とする。

⑵　送迎サービスの提供に係る費用　１回（片道）　○○○円

　　ただし、燃料費等の実費が送迎加算の額を超える場合に限る。

⑶　その他日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適当と認められるもの

実際に提供する就労選択支援の内容ごとに発生する利用者負担金について記載する。

なお、日常生活費の範囲については厚生労働省通知に留意すること。

４　事業所は、前３項の費用の額の支払いを受けた場合は、その費用に係る領収証を利用者に対し交付する。

５　事業所は、第３項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者に対し、サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得る。

（利用者負担額に係る管理）

第12条　事業所は、利用者の依頼を受けて、当該利用者が同一の月に指定障がい福祉サービス及び施設障がい福祉サービス（以下「指定障がい福祉サービス等」という。）を受けたときは、当該同一の月に受けた指定障がい福祉サービス等につき法第29条第３項第２号に掲げる額の合計額を算定するものとする。この場合において、利用者負担額等合計額が、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号。以下「令」という。）第17条第１項に規定する負担上限月額、又は令第43条の６第１項に規定する高額障がい福祉サービス等給付費算定基準額を超えるときは、指定障がい福祉サービス等の状況を確認の上、利用者負担額等合計額を市町村に報告するとともに、利用者及び指定障がい福祉サービス等を提供した指定障がい福祉サービス事業者及び指定障がい者支援施設に通知するものとする。

（生産活動）

第13条　事業所は、生産活動の機会の提供に当たっては、地域の実情並びに製品及びサービスの需給状況等を考慮して行うように努める。

２ 事業所は、生産活動の機会の提供に当たっては、生産活動に従事する者の作業時間、作業量等がその者に過重な負担とならないように配慮する。

３ 事業所は、生産活動の機会の提供に当たっては、生産活動の能率の向上が図られるよう、利用者の障がいの特性等を踏まえた工夫を行う。

４ 事業所は、生産活動の機会の提供に当たっては、防塵設備又は消火設備の設置等生産活動を安全に行うために必要かつ適切な措置を講じる。

生産活動の機会の提供を行わない場合は、次条とともに削除する。

（工賃の支払）

第14条　事業所は、生産活動に従事している者に、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払う。

（相談及び援助）

第15条 事業所は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。

（サービスの利用に当たっての留意事項）

第17条　利用者は、サービスの利用に当たっては、次に掲げる事項に留意する。

(1)　喧嘩、口論、泥酔等他人に迷惑をかける行為をしないこと。

(2)　指定した場所以外での火気を用いないこと。

(3)　事業所内の秩序、風紀を乱し、または安全衛生を害する行為をしないこと。

利用者が、事業所を利用する際に守るべきルールや設備利用上の留意事項を記載する。（内容は原則任意だが、利用者の権利・自由を制限するような内容（例えば、外出の際の「許可」）等については、規定することはできない。）

（緊急時及び事故発生時における対応方法）

第18条　事業所の従業者は、現に指定就労選択支援の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じるものとする。

２　協力医療機関等への連絡等が困難な場合には、他の医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じるものとする。

３　指定就労選択支援の提供により事故が発生したときは、直ちに利用者に係る障がい福祉サービス事業者等に連絡すると共に、必要な措置を講じるものとする。

４　指定就労選択支援の提供により賠償すべき事故が発生したときは、速やかに損害を賠償するものとする。

（非常災害対策）

第19条　事業所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、震災、風水害、火災その他の非常災害時に利用者の安全を確保するために講ずべき必要な措置に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡の体制を整備するものとする。

２　事業所は、非常災害に備えるため、前項の計画及び体制の内容を従業者に周知させるとともに、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行うものとする。

３　事業所は、非常災害時の利用者の安全及び利用者に対する適切な処遇の確保を図るため、市町村、社会福祉施設、地域住民等との連携協力の体制を整備するものとする。

（協力医療機関）

第20条　事業所は、利用者の病状の急変等に備えるため、次のとおり協力医療機関を定める。　協力医療機関名：○○○○

協力医療機関の名称を記載する。

（苦情解決）

第21条　提供した指定就労選択支援に関する利用者及びその家族（以下「利用者等」という。）からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。

２　提供した指定就労選択支援に関し、法第10条第1項の規定により市町村が、法第11条第２項の規定により岡崎市長が、また、法第48条第1項の規定により岡崎市長又は市町村長が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令、又は当該職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者等からの苦情に関して市町村又は岡崎市長及び市町村長が行う調査に協力するとともに、市町村又は岡崎市長及び市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

３　社会福祉法（昭和26年法律第45号）第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力するものとする。

（個人情報の保護）

第22条　事業所は、その業務上知り得た利用者及びその家族の個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関係法令等を遵守し、適正に取り扱うものとする。

２　職員は、その業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持するものとする。

３　職員であった者に、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持するため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。

４　事業所は他の障がい福祉サービス事業者等に対して、利用者及びその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者及びその家族の同意を得るものとする。

（虐待の防止のための措置）

第23条　事業者は、利用者及びその家族の人権の擁護・虐待の防止等のため、次の措置を講ずる。

⑴　虐待防止に関する担当者の選定及び設置

⑵　成年後見制度の利用支援

⑶　苦情解決体制の整備

⑷　従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施

⑸　虐待の防止のための対策を検討する委員会の設置

※上記のほかにあればそれも記載する。

（その他運営に関する重要事項）

第24条　事業所は、職員の資質の向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備するものとする。

(1)　採用時研修　採用後○カ月以内

(2)　継続研修　年○回

２　事業所は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。

３　事業所は、就労選択支援に要した費用の請求及び受領に係る記録を整備し、当該費用の受領の日から５年間保存するものとする。

４　この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は事業者と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附　則

この規程は、令和○年○月○日から施行する。

事業開始以降、運営規程を変更した場合は、規程変更の施行日を定める附則を、変更するごとにこの下に追加して記載していくこと。